

### 第33号議案

#### 府中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

国民健康保険における出産育児一時金の額の見直しに伴い、所要の改正を行う  
ものであります。

## 府中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

府中市国民健康保険条例（昭和34年3月府中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険条例の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。

新	旧
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として 488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 省 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>付 則</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（適用区分）</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の府中市国民健康保険条例の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。</u></p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として 408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 省 略</p>